



●令和5年度の税および保険料の納期限は下記のとおりです。

担当課	納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	納期限	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月29日
税務会計課	軽自動車税	全期									
	固定資産税	1期		2期		3期		4期			
	町県民税(普通徴収)		1期		2期		3期		4期		
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期			6期
福祉保健課	介護保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期		
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

納税は口座振替が便利です

Q.手続きはどこで出来ますか？

下記金融機関窓口で手続きできます。「口座振替依頼書」は各金融機関の窓口に置いてありますので、必要事項を記入の上、提出してください。(通帳の届出印が必要になります。)

手続き可能な金融機関

岩館郵便局、八森郵便局、東八森郵便局、埴川郵便局、峰浜郵便局、秋田銀行八森支店、JA秋田やまもと八峰支店、能代市内金融機関各支店

Q.申込の時期は？

いつでも大丈夫です。「口座振替依頼書」を金融機関に提出してから2週間程度で手続きが完了したのち、「口座振替登録完了のお知らせ」を送付します。なお、税の振替日は各税目の納期限の日となります。

※税金のほかに、上下水道料などの各種公共料金も同時に申込みことが出来ます。是非ご利用ください。

■問合せ先 税について…税務会計課 ☎76-4604 保険料について…福祉保健課 ☎76-4608

就学援助制度のご案内

町では、経済的な理由によって就学が困難と認められるお子さまの保護者に対して、学用品費、給食費などの就学するうえで必要な経費の一部を援助する制度があります。



- 対象者** 町に住所があり、町内の小中学校に通うお子さまのいる世帯で、下記のいずれかに該当する世帯
 - ①生活保護を受けている方
 - ②町の審査を経て、生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮していると認定された方
- 援助内容** 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費
- 申請方法** 所定の申請書により学校教育課(八峰町文化交流センター「ファガス」2F)へ申請してください。
※学校経由の申請もできます。申請書は学校教育課および各学校にあります。
- 申請期間** 4月1日から受け付けます。5月31日までに申請し、認定された方は、4月分からの援助開始となります。※6月1日以降に申請された方は、申請された月分からの援助開始の対象となります。
- 援助費の支給** 認定・不認定の決定については、後日通知します。また認定が決定した場合、援助費は申請者名義の口座へ直接振り込まれます。(保護者が学校長へ援助費の受領を委任し、各学校へ直接支給することもできます。)
- その他**
 - 前年度に認定された方も申請の手続きが必要(毎年度申請)となります。
 - 令和5年1月1日現在、町に住所がない方は令和4年分の所得を証明する書類が必要です。

■問合せ先 教育委員会 学校教育課 学校教育総務係 ☎77-2816

チャレンジする事業者を応援します！令和5年度補助制度のお知らせ

■新たな事業を始めたい(創業支援・新規事業支援)

八峰町雇用創出支援事業(法人・個人)

対象 新規事業開始(創業)に取組み、町民1名以上を常用雇用して行われる事業

対象経費・補助率・限度額

・雇用奨励費 常用労働者(65歳未満の町民)の賃金 1名 30万円 3名まで 2年間
・創業支援費 創業に要する初期費用 対象経費の1/2 (上限100万円)

八峰町起業チャレンジ応援事業(個人)

対象 新たに起業する個人事業主(開業から2年以内)、または新分野の事業を開始する個人事業主

対象経費・補助率・限度額

減価償却資産(機械器具類・事業用建物・改築費等) ※乗用車(3・5ナンバー)は対象外。
減価償却費として計上した金額に耐用年数に応じた係数を乗じた額 (上限50万円×3年)

その他 白神八峰商工会の指導を受け、事業計画書を作成する必要があります。

■新たな設備を導入したい(設備投資支援)

八峰町生産性向上等支援補助金(法人・個人)

対象 生産性を向上させる設備・機械の導入

対象経費・補助率・限度額

(1) 新分野参入・新商品生産のための設備・機械 対象経費の 30% (上限100万円)
(2) 既存事業強化のための設備・機械 対象経費の 15% (上限 30万円)

■商品の開発やリニューアル・PRしたい(商品開発・販路拡大支援)

八峰町地域資源活用商品開発等支援補助金(法人・個人)

対象 地域資源(地場産品)を活用した新商品の開発、既存商品改良、宣伝・販路開拓

対象経費・補助率・限度額

試作材料費、パッケージデザイン費、外注費等、看板、のぼり等販促グッズ作成費、展示会等参加費(ブース代・旅費等) 対象経費の 1/2 (上限10万円)

■専門家からアドバイスを受けたい(専門家派遣支援)

八峰町地域産業活性化専門家招聘事業補助金(グループ・団体)

(1) 講演会事業

対象 八峰町に拠点を有し、3者以上の企業または個人事業者等で構成するグループおよび団体

対象経費・補助率・限度額

講演会・セミナーの実施、講師謝金、旅費(交通費・宿泊費)等 対象経費の10/10 (上限10万円)

(2) 専門家派遣事業

対象 八峰町に拠点を有し、2者以上の企業または個人事業者等で構成するグループおよび団体

対象経費・補助率・限度額

課題解決に向けた専門家による診断や助言等の集中的支援を受ける事業、講師謝金、旅費(交通費・宿泊費) 対象経費の10/10 (上限10万円)

■資格を取得しキャリアアップしたい(資格取得支援)

八峰町資格取得支援事業(個人・事業所)

対象 八峰町に住所を有する65歳未満の方、従業員等の資格取得にかかる費用を負担した事業所

対象経費・補助率・限度額

国家資格・検定等(普通自動車免許は除く) 資格取得に必須となる講習等の受講料、受験料、登録料 対象経費の1/2 (上限 個人10万円、事業所20万円)

◎詳細につきましては、町ホームページに掲載いたしますのでご覧ください。また、ご不明の点は産業振興課までお問い合わせください。 ■問合せ先 産業振興課 ☎76-4605